

くじ引きの方法について

複数の者が最低の価格をもって入札を行った場合は、社会福祉法人みその法人本部事務室内でくじを実施し、落札候補者の順位を決定しその順位に従って審査を行います。なお、くじ引きの方法は、次のとおりです。

1 「予備くじ」を引く順番を決めるためのくじ（「予備・予備くじ」）の実施

10本の鉛筆の先に「1」から「10」までの番号を記載したもの（「予備・予備くじ」）を用意し、無作為に引かせる。

その結果、数の小さいくじを引いた者から、順に、「予備くじ」を引かせる。

2 「本くじ」を引く順番を決めるためのくじ（「予備くじ」）の実施

10本の鉛筆の先に「1」から「10」までの番号を記載したもの（「予備くじ」）を用意し、「予備・予備くじ」を引いた結果、数の小さいくじを引いた者から、順に、「予備くじ」を引かせる。

その結果、数の小さいくじを引いた者から、順に、「本くじ」を引かせる。

3 落札候補者を決めるための「本くじ」の実施

10本の鉛筆の先に「1」から「10」までの番号を記載したもの（「本くじ」）を用意し、「予備くじ」を引いた結果、数の小さいくじを引いた者から、順に、「本くじ」を引かせる。

その結果、最も数の小さいくじを引いた者を「第1順位の落札候補者」とし、次に小さい数のくじを引いた者を「第2順位の落札候補者」とし、次に小さい数のくじを引いた者を「第3順位の落札候補者」とし、以下同様に、くじ引き参加者全員の順位を決める。

参考：地方自治法施行令

第百六十七条の九 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。